

霧ヶ峰へのペット持ち込みに関するルールづくり(中間まとめ)

○概況

県では、公園利用者の自然公園内への犬等のペットの持ち込みについて、他の利用者や自然環境への配慮から自粛及びマナー遵守のお願いをしている。これは法的根拠のある規制ではないため、公園利用者の理解と協力が得られるよう努めている。

なお、国立・国定公園においては、「特別保護地区における引き綱等をつけずに動物を放つ行為」が規制(施行令第18条)されているほか、各公園の管理計画の中で利用者へペット等の持ち込みの自粛を呼びかける指導事項として位置づけられている場合がある。(霧ヶ峰については、管理計画が定められていない。)

○現状認識

* 単にペットとしてではなく、コンパニオンアニマル(伴侶動物)として持ち込む人が増えている。

なぜ、犬等のペットを持ち込むのか、その理由や背景を把握すべき。(例…長期の旅行では家に置いたままにできない等の物理的事項。単なるペットではなく家族の一員であり、楽しい時間や豊かな自然を共に享受したいという精神的な事柄。)

* 自然公園内にはペット同伴の宿泊が可能な施設もあり、また、霧ヶ峰では警察犬訓練大会が自然公園法の許可を得て行われている。

* ペット連れの利用者や愛犬団体等は、科学的根拠や法に基づく規制ではなく、自粛要請は一方的。車両、人間、他の家畜などの影響を無視し、犬等のペットだけを問題視することへの疑問をもつ。

・ ペット持ち込みの規制を求める研究者や関係者等は、ライチョウなどの高山性の野生動物への影響を心配している。

・ 自然保護レンジャー等の指導側は、自粛のお願いに際し、ペット持込と野生動物との因果関係や科学的根拠の説明がし難く、対応に苦慮している。

○現実的な問題

- ・ 狭い登山道における犬等のペットとのすれ違い等に伴う恐怖感、嫌悪感
- ・ 野生動物の臭い、気配によるペットの予測不可能な行動のおそれ
- ・ 野生動物への刺激(ストレス)の可能性
- ・ 野生動物の病気等をペットが持ち帰る危険性

○霧ヶ峰における地域ルール(案)

自然公園内への犬等のペットの持ち込みが、是か否かという一律的な対応ではなく、自然公園の状況や地域の実情に即した「地域のルールづくり」を考える必要がある。

霧ヶ峰をペットを愛好する人にもペットが苦手な人にも快適に過ごしてもらえる場所とするため、園地、歩道、車道、駐車場等の施設や利用実態に応じ、自粛を求める地域と、糞尿の始末やリードを短く持つなどマナー遵守の徹底をお願いする地域などの地区割りを考える。

具体的に霧ヶ峰では・・・

ペット持ち込みを原則的に自粛してもらう区域

ア 人のすれ違いが困難な程度に狭い遊歩道・木道

イ 八島ヶ原湿原、踊場湿原及び車山湿原に沿った遊歩道及び木道
(八島ヶ原湿原の園地を含む。)

持ち込み規制ではなく、マナーを守ってもらうことを徹底する区域
を除く区域(注)

個別の営業施設の取扱い

各営業施設の経営者又は管理者の判断とする。

(注)遊歩道・木道や車道等からはずれて、草原、湿原、樹叢等に踏み込むことに対する規制は従来どおり。

○留意事項

ルール作りに止まらず、地域ルールを上手に周知する。

(該当の遊歩道や湿原の入口への注意標識の設置、啓発パンフレット作成、ホームページ等での事前周知の必要性)